

第20回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成31年1月25日（金）午後4時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第20回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成31年1月25日（金） 15時55分
2. 閉会時間 平成31年1月25日（金） 16時30分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 17名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 出席推進委員の数 15名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 平成30年度農地利用状況調査（農地パトロール）の結果について
8. 議案
 - 第1号議案 第19回島原市農業委員会総会 第2号議案（2番）の継続審議の案件について
 - 第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
 - 第7号議案 中間管理機構を介した農地利用配分計画（案）について

午後3時55分開始

議長

皆さんこんにちは、皆さんお揃いですので、只今より、第20回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、7件 16筆 21,260平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は3ページから6ページに記載のとおりで、7件 31筆 28,962平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、平成30年度農地利用状況調査の結果について報告します。

議案集7ページに記載のとおりで、昨年8月から9月にかけて、各地区農地利用状況調査を実施していただきました。その結果についてご報告いたします。

市内全体で遊休農地の面積は、平成29年度で304筆の195,486.18㎡でありました。本年度の調査結果、新規に確認した遊休農地は、20筆の13,724㎡、解消されていた面積は、14筆の7,422㎡で合計の306筆200,448.18㎡となりました。昨年と比較して4,932㎡の増となりました。なお、各地区の明細は記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 第19回島原市農業委員会総会 第2号議案（2番）の継続審議の案件の1番について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 第19回島原市農業委員会総会 第2号議案（2番）の継続審議の案件の1番について説明します。

本件の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地1,854平方メートルを譲り受け、宅地を7区画造成して分譲販売したいとの申請で、この審議におきまして、排水計画について疑義が生じたため、保留とした案件であります。

別添①の資料 2ページの1に変更前、2ページの2に変更後の利用計画図を掲載しておりますが、排水計画の変更・改善としまして、市道側溝に新たに集水柵設置により、新設側溝及び既設側溝の排水を集約し、市道側溝へ接続、合流部の吹き上げを抑制する。また、水止コンクリート等の設置により、周辺土地からの既設側溝への雨水の流入を防ぐことで、既設側溝の流量を抑制する等、計画の見直し・改善を図られております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたとおり、保留とした要因の排水計画については、見直し・改善が図られています。

第1号議案 第19回島原市農業委員会総会 第2号議案（2番）の継続審議の案件について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の継続審議の案件は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 第19回島原市農業委員会総会 第2号議案（2番）の継続審議の案件は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑 1筆 532平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、8,562平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で、50年の農作業歴があります。

子と2人で農業を営んでおり、水稻・人参・玉ねぎを作付し、通作距離は自宅より100メートルということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑 1筆 60平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、3,086平方メートルで、農機具は、管理機1台、動噴1台、草刈機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で38年の農作業歴があります。

妻と母の3人で農業を営んでおり、大根、馬鈴薯を作付し、通作距離は自宅の隣接地ということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願1番について説明します。

1番の貸人は、・・・の・・・さん、借人は・・・の・・・さんで、畑1筆496平方メートルについて、平成11年10月20日付け長崎県指令第3004号で、転用の許可を得ていまし

たが、計画が中止となったため、取り消したいとの申請です。

申請地を確認したところ、工事は行われておらず、現況は農地のままでありました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願の1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番と 関連がありますので、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

この案件につきましては、平成30年10月開催の第17回総会において審議し、許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定したものでありますが、その後、県での書類審査において、資金計画書に不備があったことから、取り下げがなされたものです。

今回、指摘された不備事項を改善し、再度申請があったところであります。改めて、内容について説明します。

なお、計画内容につきましては、第17回総会に申請があった内容と変更はありませんので、申し添えます。

計画変更承認申請の1番の転用者は、・・・の・・・さんで、当初、太陽光発電施設を設置する計画で、平成26年3月19日付け長崎県指令25農地活第1777号で許可を受けていましたが、転用目的を介護事業所であるグループホーム1棟の建築に計画変更したいとの申請です。

また、第5号議案の1番の賃貸人は、・・・の・・・さん、賃借人は(先ほどの)・・・の・・・

さんで、申請地33平方メートルを借り受け、計画変更後の介護事業所への進入路として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の用途未指定区域及び、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

また、現地調査の報告につきましては、「申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地及び農地、東側は宅地、南側は雑種地、西側は農地となっており、造成土留め工事を行い、雨水は溜桝を経由して水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。」との報告がっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第4号議案の1番は計画変更について承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。並びに、第5号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番は承認することとし、並びに第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を併せて送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地289平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、南側は道路を挟んで宅地、それ以外の周囲は農地となっております。

造成し擁壁を設け、雨水は溜桝を経由し、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して、新設する放流管を通じて水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さん及び・・・さん
で、申請地331平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は農地、東側及び南側は宅地となっております。
造成し擁壁を設け、雨水は自然流下及び溜桝を経由し、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して、
新設する放流管を通じて水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、
ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許
可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明
を求めます。

事務局

第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について説明します。

4番の使用貸人は、・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さんで、申請地330平方メートルを借り受け、・・・及び・・・の木造2階建住宅を2棟 建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の用途未指定区域及び、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側及び南側は農地、西側は道路及び河川となっております。

既存の擁壁があることから土留め工事を行い、現状のまま利用し、雨水は自然流下及び道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。 ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。 事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集13ページから18ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 12件 30筆 28,323.00㎡

耕作権の再設定 12件 29筆 20,099.60㎡

合計 24件 59筆 48,422.60㎡ です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集19ページに記載のとおりで、2件 2筆 1,104.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

次に、第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、49筆 50,180平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の20ページから22ページをご覧ください。また、別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者数」、「作物の種類」など、9名の方全員、すべての許可要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第7号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

以上で、第20回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第20回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時30分